

# 福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画千早六丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	千早六丁目地区地区計画
位 置	福岡市東区千早六丁目の一部
面 積	約 1.4ha
区域の整備	新しい時代のライフスタイルに対応した都市型住宅や商業・業務施設及び地域のコミュニティ推進の核としての公共施設等が複合した施設の立地誘導を図り、福岡市東部の『副都心』として位置づけられた「香椎地区」にふさわしい、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。
開発及び保全の方針	<p>土地利用の方針</p> <p>当地区は、「香椎地区副都心整備計画」の区域に近接しており、周辺の「住宅地ゾーン」との調和を図るとともに、商業・業務やコミュニティ施設と都市型住宅が複合する市街地形成を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針</p> <p>地区内及び周辺住宅地居住者等の利便を図るため、香椎公務員住宅との境界に面して、コミュニティ道路(幅員6m)を配置する。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な市街地環境の形成を図るべく、建築物等の用途の制限を定めるとともに、住宅や地域コミュニティ施設が複合した施設の立地を図る。</li> <li>・公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、建築物等の壁面の位置の制限を定める。</li> </ul>

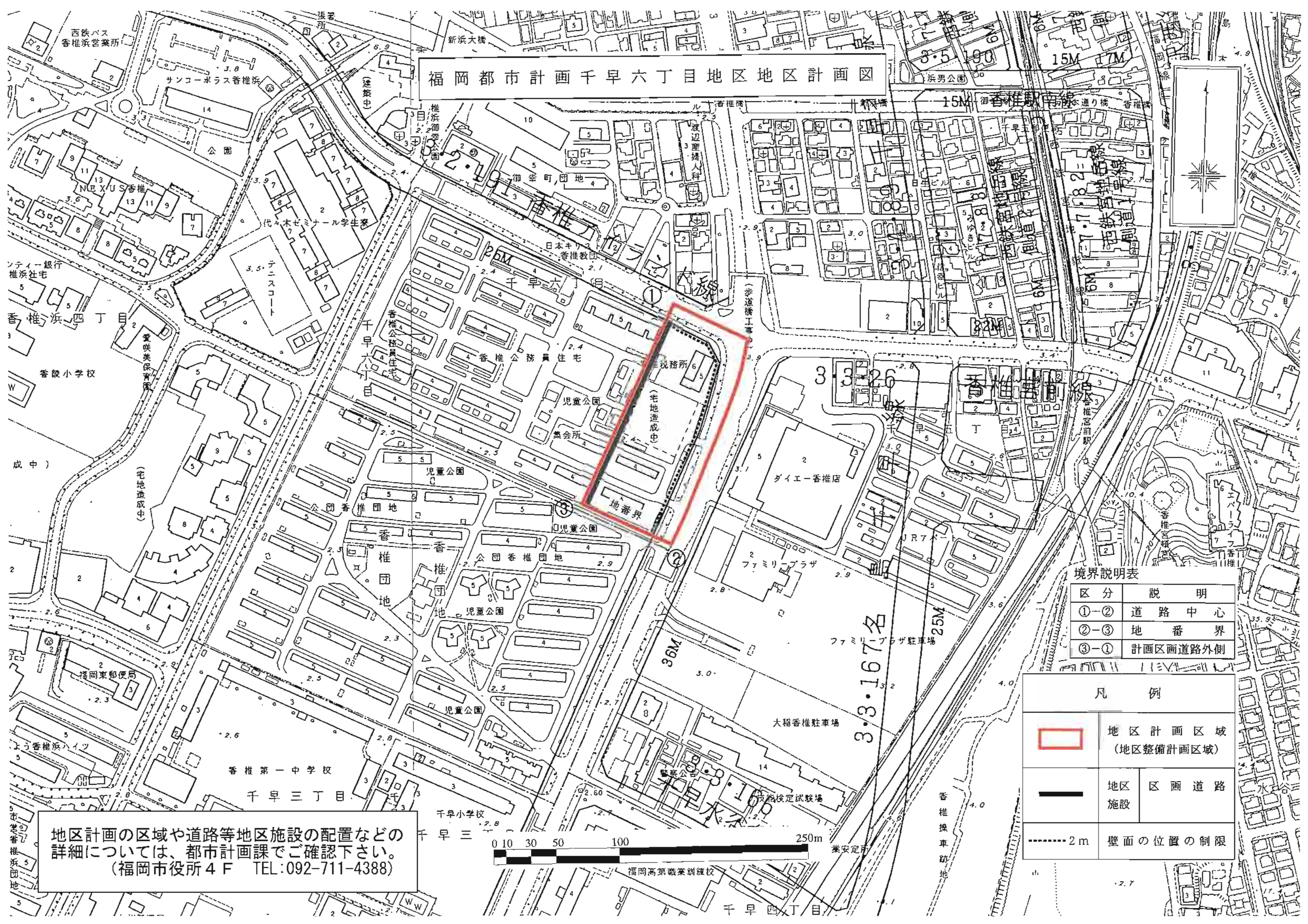
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名 称	幅 員	延 長	摘 要
			区画道路	6 m	約 160 m	
建築物等に關する事項	建築物等の用途の制限		建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物 2) 建築基準法別表第二(へ)項第二号に掲げる工場 3) 建築基準法別表第二(と)項第三号に掲げる工場			
	壁面の位置の制限		「国道3号線」(幅員36m)の計画線及び「香椎浜線」(幅員25m)との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、建築物の1・2階部分において2mとする。			

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

## 理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

# 福岡都市計画千早六丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
①-②	道路中心
②-③	地番界
③-①	計画区画道路外側

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区区画道路 施設
	壁面の位置の制限 2m

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

